

市町村における国民年金業務の実施について

1. 市町村の法定受託事務

- 基礎年金及び福祉年金、特別障害給付金に係る事務の一部は、法定受託事務として市町村が行っている。(2ページ参照)
- 法定受託事務に必要な費用は、国が交付することとされている。(国民年金法第86条)

2. 市町村の協力・連携

- 法定受託事務に付随する事務や相談等について、地方分権一括法による国民年金事務の見直しに伴い、国と市町村の協力・連携のもとに実施している。(3ページ参照)
- 協力・連携に必要な経費については、国が交付している。

3. 市町村の国民年金事務従事職員数

- 従事職員と実質職員
(平成17年度の調査対象市町村の職員数)

従事職員 → 実質職員
1,927人 807人 [1市町村当
たり 3.7人]

	兼任職員 1,903人	
専任職員 24人	国保等と兼任 1,766人	電算関連部署等 の職員が兼任 137人
専任職員 24人	兼任職員を専任職員に 換算すると 783人	

法定受託事務の主な内容

事務の内容	根拠条文
1. 被保険者(第2・3号被保険者を除く。)の資格の取得・喪失、種別の変更、氏名・住所の変更等に関する届出を受理し、その届出に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	【国法12①・105、国令1の2、厚法27】
2. 任意加入(高齢任意加入を含む。以下同じ。)及び資格喪失の申出を受理し、申出に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	【国法附則5、改正法附則(平6)11①⑤・(平16)23、国令1の2】
3. 任意脱退の承認申請書を受理し、厚生労働大臣に報告すること。	【国法10、国令1の2】
4. 年金手帳の再交付申請書を受理し、厚生労働大臣に報告すること。	【国令1の2】
5. 保険料の全額、3/4、1/2、1/4の免除、学生納付特例、若年者納付猶予の申請を受理し、申請に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	【国法90・90の2・90の3・改正法附則(平16)19、国令1の2】
6. 付加保険料納付・辞退の申出または該当・非該当の届出を受理し、申出に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	【国法87の2、国令1の2】
7. 受給権者からの第1号被保険者期間(任意加入期間を含む)のみの老齢基礎年金等の裁定その他給付に係る申請等を受理し、申請等に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	【国法16、国令1の2】
8. 第1号被保険者(任意加入及び高齢任意加入含む)及び老齢基礎年金を除く受給権者の死亡に関する届出書を受理し、届出に係る事実を審査すること。	【国法105、国令1の2、厚法27】

注) 市町村が行う事実の審査とは、市町村の保有する公簿(戸籍、住民票、市町村民税課税台帳等)により、住所・氏名・生年月日及び所得の状況等を確認することをいう。

市町村との協力・連携

1 市町村との協力・連携について

- ◆ 地方分権一括法による国民年金事務の見直しの際に法定受託事務と整理されなかった資格取得時等における保険料納付案内、口座振替、前納の促進事務や相談等について、被保険者に対するサービス低下を来たさぬよう、国と市町村との協力・連携のもとに実施している。
- ◆ この協力・連携に必要な費用についても、必要な財政措置を行っている。

2 協力・連携の状況（平成21年度交付決定ベース）

(1) 資格取得時等における保険料納付案内、口座振替、前納の促進	(1, 754市町村)
(2) 国民健康保険等他の市町村公金と併せた口座振替の促進	(24市町村)
(3) 保険料納付督促広報記事等の広報誌への掲載	(1, 672市町村)
(4) 市町村において行われる相談業務	(1, 751市町村)
(5) その他地域の実情を踏まえた協力	
ア 申請免除該当者に係る情報提供等	
(ア) 案内状送付などの申請の周知	(64市町村)
(イ) 所得情報提供	
①紙媒体 (411市町村)	
②磁気媒体 (1, 547市町村)	
イ 20歳、34歳、44歳到達者の情報提供(外国人)	(699市町村)
ウ 電話番号の情報提供	(373市町村)
エ 法定受託事務以外の申請書等回付	(1, 117市町村)
オ 名寄せ特別便に関する記録調査への協力	(778市町村)

※ () 内は、平成22年3月26日現在の1, 759市町村(特別区を含む)のうち、当該事項について交付決定した市町村数

(参考1)

資格取得者及び資格喪失者数（平成19年度）

第1号被保険者資格取得者数	528万人	（1市町村あたり	約2,907人）
任意加入被保険者資格取得者数	13万人	（1市町村あたり	約73人）
資格喪失者数	790万人	（1市町村あたり	約4,350人）

(参考2)

保険料免除被保険者数等（平成19年度）

申請免除（全額免除）	202万人	（1市町村あたり	約1,112人）
学生納付特例者数	166万人	（1市町村あたり	約914人）
若年納付猶予者数	37万人	（1市町村あたり	約204人）
申請免除（一部免除）	54万人	（1市町村あたり	約297人）

（注）1市町村数あたりの人数は、1,816市町村で算出。

お知らせ

保険福祉オアシス・パートナーズ

保険福祉サービス全般の苦情や不満などを第三者の立場で調整し、区や事業者に見解表明やサービスの是正を勧告します。

- 平成21年度の委員は次の3名です。
 - ・高山由美子委員 (ルーテル学院大学 准教授)
 - ・池田恵利子委員 (社会福祉士)
 - ・岡崎喜代子委員 (慶応義塾大学教授)
- 相談日は、月2回(第2水曜と第4火曜)です。相談日前日までに電話で

予約をしてください。また、郵送でも申立てができます。

福祉総務課〒212-8511

☎ 5211-4210

地方法人特別税の中間(予定)申告

地方法人特別税は、平成20年10月1日以後開始する事業年度の申告から適用されます。事業年度が1年の法人で、9月末が決算期の法人の場合、平成21年5月に行う中間(予定)申告から、地方法人特別税の申告が必要になります。詳しくは、都主税局のホームページ (<http://www.tax.metro.tokyo.jp>) をご覧いただくか、千代田区税務課法人事業課係(☎3292-7141)へ。

5月18日(月)~24日(日) 春の行政相談週間

「春の行政相談週間」は、毎日の暮らしの中で、役所などの仕事への苦情や意見・要望に総務大臣から受託された行政相談委員が応じます。相談は無料ですので、気軽にご利用ください。

2火曜13時~15時 ☎5211-4176

・行政相談110番(総務省東京行政評価事務所) ☎3363-1100(平日8時30分~17時)

☎3363-1100(平日8時30分~17時) ☎5331-1761

☎ <http://www.soumu.go.jp/hyouka/gyousei-form.html>

問合せ 総務省東京行政評価事務所 ☎3363-1100

千代田図書館の催し

東京原宿セミナー「神田・築のあと」
築にまつわる方々の理想などを語り込みながら、今年の神田築の結果をいろいろな角度から振り返ります。

呼ばれたマゼラン、コロンブスと比較して、マゼランの刊行物が圧倒的に少ない理由も紹介します。当日は現金販売。
5月22日(金)19時~19時30分、千代田図書館1階12(区役所9階) 講師=中村泰さん(ロシア語通訳、定員25名(先着順))
※航海雑誌「シリーズ」は、9月まで毎月1回隔年予定です。
千代田区立図書館の利用登録は不要です。
千代田図書館 ☎5211-4299

国民年金のお知らせ

国民年金保険料は、退職(失業)による特別免除の制度があります。退職(失業)で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、国民年金の加入と合わせて「国民年金保険料の特例免除」の申請をおすすめします。

特別の対象 申請する年度または前年度において、退職(失業)した方 ※この場合の「年度」とは、毎年7月~翌年6月の1年間を指します。

所得制限 本人の所得は受給の対象になりませんが、世帯主や配偶者に一定以上の所得がある場合は、承認されないことがあります(平成20年7月~平成21年6月は平成19年分、平成21年7月~平成22年6月は平成20年分の所得で審査を行います)。

承認を受けると 承認を受けた期間は、老齢・障害・遺族基礎年金の支給資格期間として算定され、その3分の1の月数が老齢基礎年金の受給額の計算に反映されます。ケガや病気による障害や死亡といった不慮の事故などの場合、障害基礎年金や遺族基礎年金が保障されますので、万一のときにも安心です。

保険料の追納 免除を受けた期間の保険料は、10年以内であれば古い順から納付(追納)することができます(免除の承認を受けた年度の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料に一定の金額が加算されます)。

手続き方法 希望する方は①年金手帳(基礎年金番号がわかるもの)の認め印(本人が署名する場合は不要) ②失業していることが確認できる公的機関の証明の写し(雇用保険受給資格者証や就職票など)を用意し、住まいの区市町村の国民年金担当窓口(「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を提出してください)。

国民年金給付猶予制度の利用を 20歳代の方には、本人とその配偶者の前年の所得が一定基準以下であれば、申請により国民年金の保険料の納付を猶予する「若年者納付猶予制度」があります。

所得制限 本人と配偶者の前年の所得が一定額以下(118万円+扶養親族等の数×38万円+社会保険料控除等)の方です。

※平成20年7月~平成21年6月は平成19年分、平成21年7月~平成22年6月は平成20年分の所得で審査を行います。

承認を受けると 承認を受けた期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。しかし、ケガや病気による障害や死亡といった不慮の事故などの場合、障害基礎年金や遺族基礎年金が保障され、万一のときにも安心です。

保険料の追納 若年者納付猶予を受けた期間の保険料は、10年以内であれば古い順から納付(追納)することができます(猶予の承認を受けた年度の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料に一定の金額が加算されます)。

手続き方法 希望する方は「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を住まいの区市町村の国民年金担当窓口(「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を提出してください)。

一いすれも

※郵送での提出が可能です。 ※申請書は、社会保険庁のホームページ (<http://www.sia.go.jp>) からダウンロードできます。

※すでに保険料が納付されている月は、免除を受けることはできません。

※手続きには、所得を証明する書類の添付が必要になる場合があります。

保険年金課国民年金係 ☎5211-4202

健康チェック(予約制)	問合せ 千代田保健所 ☎3291-3641 ☎3291-3650	実施場所
若年肥満検査(おまじっく21検査) 区内在住で20・25・30・35歳になる方 ・血液検査・骨密度測定等の健康診断のほか、栄養・保健指導などを行います。	5/13(水)8時45分~10時 5/23(土)8時45分~10時	千代田保健所
一般健康相談 区内在住で16歳以上の方 ・血液・尿検査等の検査を無料でを行います。なお、身体計測は無料。診断書の発行はしません。	5/13(水)9時~10時 5/23(土)9時~10時	
生活習慣病予防相談(栄養・運動・その他) 区内在住で20歳以上の方 ・血圧測定を実施します。	5/19(水)9時~16時	
エイズ・性感染症(梅毒・クラミジア・淋菌)相談・検査	5/1(金)9時~9時30分	
心の相談 心の問題で悩んでいる方	5/7(木)21時13時30分~15時30分	
妊娠検査(赤坂・葛子フス・バラチフス・サルモネラ・O157の細菌検査) 区内在住・在勤・在学者 ・予約不要(事前に保健所に電話してください)	5/8(金)15時~22時(25日) 13時~16時	
肝炎ウイルス検査 区内在住で過去に肝炎ウイルス検査を受けていない方	5/13(水)9時~10時 5/23(土)9時~10時	

8月の保険施設の利用申込み

利用施設	申込み期間	申込み方法
区内在住・在勤・在学の方は抽選(6月実施)の申込みができます。詳しくは、広報千代田5月20月号をご覧ください。抽選後7月1日(水)から応募の申込みを受け付けます。	8月1日~8月19日(8月のお盆期間中)	区内在住の方は3か月前の同日(休日の場合は前日)の10時30分から受付(例=8/5日の場合は5/5)
区内在住の方は3か月前の同日(休日の場合は前日)の10時30分から受付(例=8/5日の場合は5/5)	8月の上記日程以外の利用	区内在住以外の方は2か月前の同日(休日の場合は前日)の10時30分から受付(例=8/5日の場合は5/5)
利用したい施設へ電話でお申し込みください。 ・ファクシミリやインターネットでも申し込みますが、電話が優先です。既読に予約を取りたい場合は、電話でお申し込みください。 ・箱根・湯河原のインターネットの受付開始は左記の電話の受付開始のおおむね3日後になります。	箱根	---
---	湯河原	8/25(火)~27(木)
---	鎌倉	---
---	喜井沢	---

○電話での申込みは10時30分~18時。フリーダイヤルは区内の固定電話からのみ通話可能です。
○インターネットで空き状況の確認や予約をする場合は千代田区ホームページ(区民サービス)をご覧ください。
○千代田区立図書館千代田区立図書館分館は、どなたでも利用できます。
○電話での申込みは10時30分~18時。フリーダイヤルは区内の固定電話からのみ通話可能です。

- 箱根千代田 ☎0460-86-1150 ☎0120-05-4150 ☎0460-85-1151
- 湯河原千代田 ☎0465-63-1153 ☎0120-008-267 ☎0465-63-3014
- 鎌倉自然休養村 ☎0279-98-1280 ☎0120-26-1280 ☎0279-96-1282
- 喜井沢 ☎0267-45-2676 ☎0120-45-2676 ☎0267-45-0920

名寄せ特別便に係る協力市区町村の記録調査の実施状況(平成22年4月末現在)

名寄せ特別便のうち、「訂正なし」・「未回答」の年金受給者の方を対象にフォローアップを行っているが、年金事務所ではご本人に接触できない方について、市区町村に対し国民健康保険や介護保険の情報の突合せなどの協力を求め、その方の電話番号や住所の把握、可能な場合には記録の調査をお願いしている。

協力状況について

協力するとの回答が得られている市区町村数	1,439 市区町村
調査実施中の市区町村数	1,369 市区町村
調査実績として報告の提出があった市区町村数	1,166 市区町村
①ご本人への記録調査を行っていただいた市区町村数(※)	327 市区町村
②電話番号などの情報提供をいただいた市区町村数(※)	849 市区町村
検討中の市区町村数	56 市区町村
協力困難との回答が得られた市区町村数	8 市区町村

※ 上記①、②については、両方に該当する市区町村がある。

実績報告の提出があった市区町村の実績

- 市区町村における調査の結果、調査対象49,212人のうち、32,746人(①+④)の電話番号や住所等が把握され、市区町村および年金事務所における確認の結果、6,986人(②+⑤)について、記録がご本人のものであることが確認された。
- また、これらの方のうち、申し出をいただき記録の訂正が行われた方は3,853人(③+⑥)であり、当該記録訂正による年金額の増加額の合計は約17,610万円である。

○ ご本人への記録確認を行っていただいた市区町村(327ヶ所) ①

1. 市区町村において電話番号・住所が把握できたもの	7,433(63.0%)
2. 市区町村において電話番号・住所が判明しなかったもの (死亡、住所登録なし等を含む)	4,374(37.0%)
合 計	11,807

1. 本人の記録であることが確認できた	4,091(55.0%)
2. 本人の記録ではなかった	1,731(23.3%)
3. 既に年金事務所等へ訂正ありとして届出済	433(5.8%)
4. その他(不在、居所不明、回答拒否等)	1,178(15.8%)

1. 記録訂正に至った人数	1,722
2. 記録訂正による年金額の増加額	8,408万円

○ 電話番号などの情報提供を行っていただいた市区町村(849ヶ所) ④

1. 市区町村において電話番号・住所が把握できたもの	25,313(67.7%)
2. 市区町村において電話番号・住所が判明しなかったもの (死亡、住所登録なし等を含む)	12,092(32.3%)
合 計	37,405

提供いただいた情報による年金事務所での調査の結果 ⑤

本人の記録であることが確認できた	2,895(11.4%)
1. 記録訂正に至った人数	2,131
2. 記録訂正による年金額の増加額	9,202万円

